

# 物 件 調 査 書

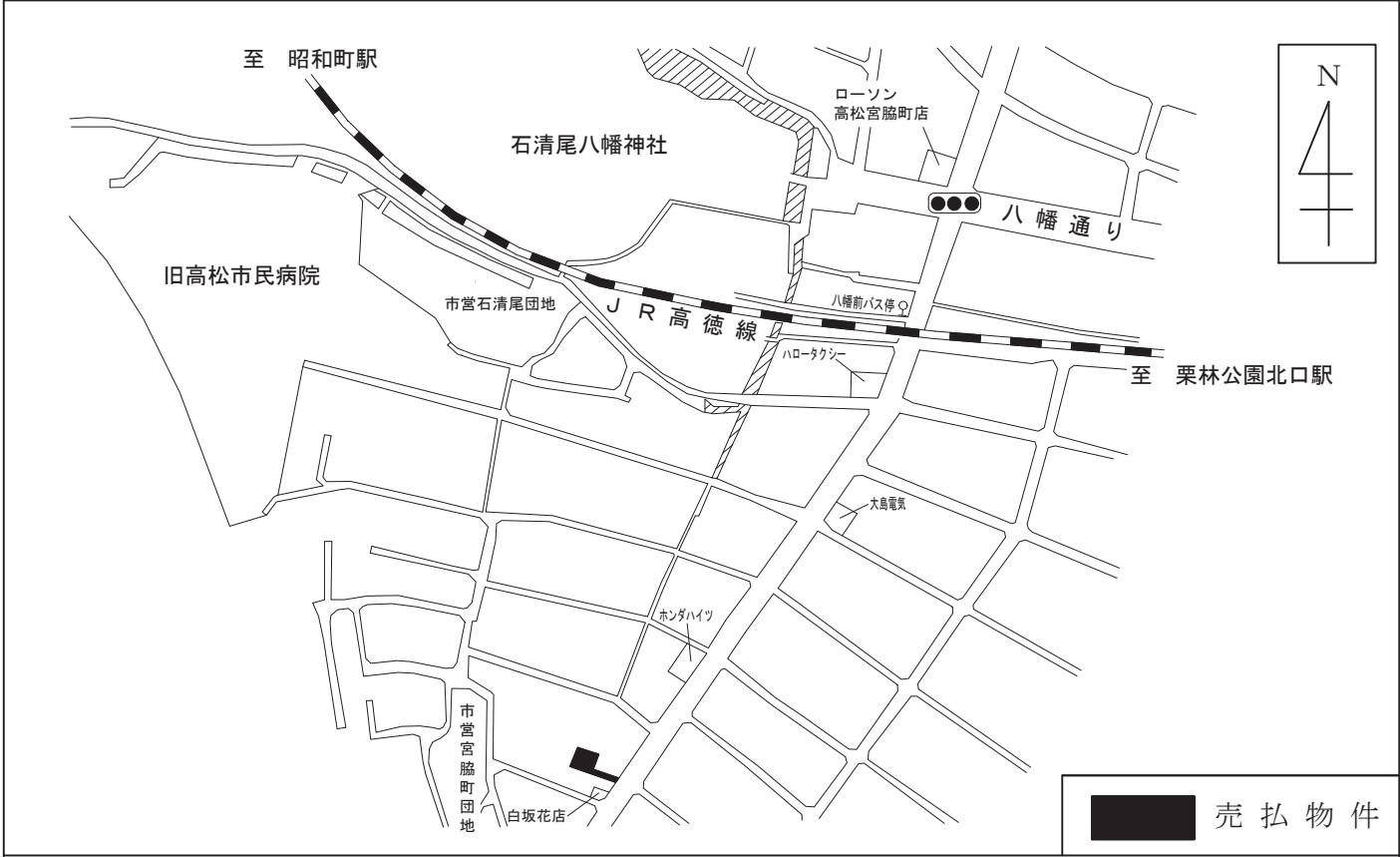
物件番号 2102

所在地		香川県高松市宮脇町二丁目961番8					
住居表示		香川県高松市宮脇町二丁目29街区					
現況地目 及び面積等	宅地	165.80 m <sup>2</sup>				工作物	一式
		—				立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	961番8					
	地目	宅地					
	数量	165.80m <sup>2</sup>					
接面道路 の状況	東側	舗装市道		幅員約	11.6 m	(法第42条第1項第1号道路)	
法令に基づく 制限	建築基準法 都市計画法	都市計画区域内(非線引)					
		用途地域	第二種中高層住居専用地域				
		地域・地区	指定なし				
		建蔽率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
	その他	建築基準法第22条 都市再生特別措置法第108条					
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容				
	道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	有			無	
	都市ガス	接面道路配管	有			無	
交通機関	鉄道等	JR高徳線 栗林公園北口駅の 西方 約1.0km 徒歩13分					
	バス	ことでんバス 八幡前バス停の 南西方 約0.4km 徒歩5分					
公共施設	高松市役所		亀阜小学校		紫雲中学校		
参考事項	別紙(次頁)を参照してください。						

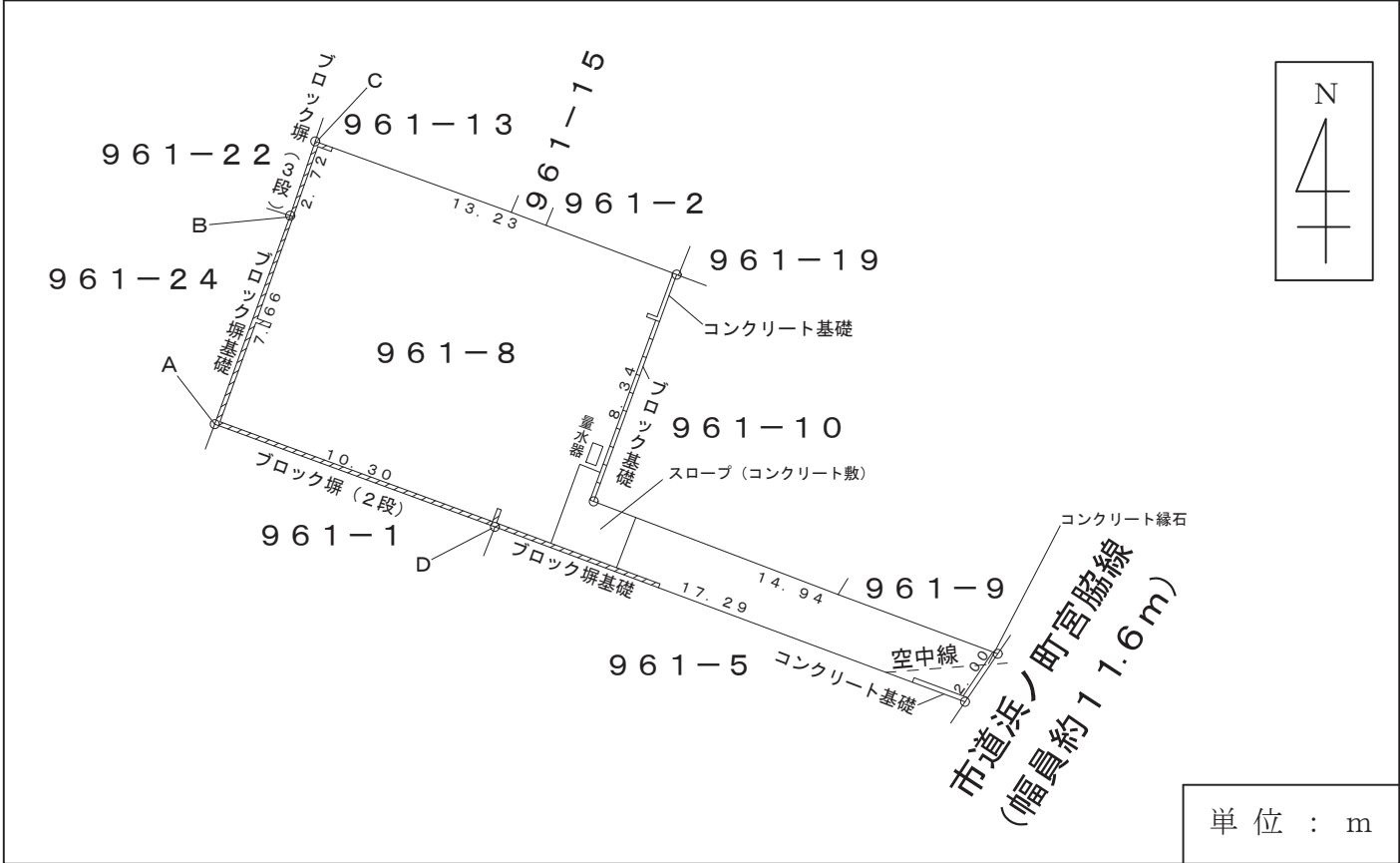
※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

- ◎本物件は、現状有姿による売払いです。
- ◎敷地の境界標について、一部欠落箇所（明細図A・B・C・D）があり、売買契約書に特約条項が付されます。（本入札案内書「7. 資料の閲覧及び特約条項（2）特約条項」を参照のほか、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を必ず閲覧の上応札して下さい。）
- ◎本地は旗竿地であり、市道と本地の一部である縁石の道路界面は2メートルあります。なお、通路部分の幅員が2メートル未満の箇所があるため通路幅員を2メートル以上確保することが建築の条件になります。（問い合わせ先：高松市建築指導課）
- ◎進入路は東側界面市道と等高ですが通路奥は約0.1メートル高くなっており、スロープ（コンクリート敷）が設置されています。
- ◎本地は広域都市機能誘導区域に存するため、都市機能誘導施設の建築等を行う場合、施設の種類によっては都市再生特別措置法第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：高松市都市計画課）
- ◎本地は以前、国の宿舍敷地でした。
- ◎通路部分に旧建物の上下水道管が埋設されています。売買契約書に地下埋設物に関する特約条項が付されます。（本入札案内書「7. 資料の閲覧及び特約条項（2）特約条項」を参照のほか、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を必ず閲覧の上応札して下さい。）
- ◎西側ブロック塀は3段積又は基礎のみ、南側ブロック塀は2段積又は基礎のみ、東側ブロック塀は基礎のみとなっており、売却対象の工作物となります。なお、敷地北側のブロック塀については、隣接地所有者が設置しているもので、売却対象ではありません。
- ◎工作物一式の内訳は、囲障です。
- ◎市道隣接部分及び敷地東側（隣地961-10の西側）にコンクリート基礎がありますが、市道隣接部分のコンクリート基礎においては一部隣接地所有部分が含まれています。それ以外は売却対象です。
- ◎市道隣接部分の空中を南側隣接建物の空中線が通過しています。
- ◎敷地の南方約100メートル付近に墓地があります。
- ◎本地を含む周辺は、高松市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、高松市危機管理課にご照会ください。
- ◎「界面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

案 内 図



明 細 図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

現 況 写 真

